

貨物船事業者に対する行政処分等の詳細

※掲載期間は処分等の日から5年間

処分等年月日	事業者名	本社所在地	違反行為等の詳細	処分等種類	処分等の内容
令和5年8月3日	盛徳海運建設株式会社	三重県鳥羽市	令和5年2月2日に、貨物船「せいりゅう」が、愛媛県今治市来島海峡付近を航行中、他の貨物船と衝突し、本船の乗組員1名が死亡、1名が行方不明となる重大事故が発生した。これを受けて、同月21日に、立入検査を実施したところ、船舶所有者(船員配乗事業者)が作成する配乗計画の安全性を確認しておらず、結果、事故当日、本船に機関長が乗り組んでおらず、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく乗組み基準を満たしていなかったこと等が確認された。	輸送安全確保命令	<p>令和5年9月2日までに以下の改善措置を講じ、報告するよう命令を行った。</p> <p>【命令の内容】</p> <p>①経営トップは、事案の再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するため、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について、主体的に関与し、安全管理態勢を適切に運営すること。</p> <p>②安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令等の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p> <p>③運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船舶所有者等と協力して輸送の安全を図ること。</p> <p>④運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、運航計画又は配船計画を作成又は改正する場合は、乗組員の適切な労働時間など安全性の確保等について検討すること。また、運航管理者は、乗組員の適切な労働時間について、船舶所有者等を通じて確認すること。</p> <p>⑤運航管理者は、安全管理規程第22条に基づき、船舶所有者等が作成又は改定した配乗計画について、適切なものとなっているかを確認し、支障があると認められる場合は、船舶所有者等に対して配乗計画を改定するよう助言すること。</p> <p>⑥安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第47条に基づき、船舶所有者等および乗組員等に対し、安全管理規程、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図るとともに、運航管理者は、同規程第50条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。</p> <p>⑦安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第49条に基づき、経営トップの支援を得て年1回以上事故処理に関する訓練を実施するよう適切に措置するとともに、運航管理者は、同規程第50条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。</p>